

## I 情報交換の概要

- (1)期間 令和7年5月26日(月)から同年7月31日(木)まで (令和7年10月9日(木)から同年11月13日(木)まで追加聞き取り)
- (2)趣旨 ○取組の推進状況、成果や課題等を把握することを目的に、全ての区市町村と情報交換を行う。  
○区市町村が地域展開等の取組を進められるように助言等を行う。

## 2 部活動の地域展開等における懸案事項

運営団体等について	○受け皿となる地域のスポーツ・文化団体の確保		
指導者について	○指導者の確保・育成 ○指導を希望する教員の兼業・兼職の適切な実施 ○教員が指導に携わらない在り方は困難(島しょ部のみ)		
施設について	○活動場所の確保(学校施設の有効活用等)	○移動手段の確保	○生徒の安全確保
費用について	○財源の確保	○公費負担と受益者負担のバランス	○生徒及び指導者の保険への加入
大会参加について	○中体連・中文連の大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備		

## 3 部活動の地域展開等における取組の工夫

地域連携:62地区 (R6:62地区)

地域展開: 27地区 (R6:17地区)

➢ 一部の学校や一部の部活動のみ実施の場合を含む

地域展開予定:4地区

※ 令和7年11月現在の状況

地域連携		
区部	市町村部	島しょ部
○教員負担軽減のため拠点校方式を採用 ○学校の管理運営規則を改正し、外部指導者のみで指導可能	○部員が集まらないため拠点校方式を採用 ○安全講習の受講等の条件に自転車で他校への移動を許可	○体育協会から指導者を派遣 ○移動のタクシー代を教育委員会で補助

## 地域展開

区部	市町村部	島しょ部
○部活動にはない種目・分野を地域クラブで新設 ○活動中はコーディネーターが常駐	○顧問の希望で地域指導員として登録し兼業 ○就学援助受給世帯の地域クラブ活動費を支給	○中高生から大人までが一緒に活動し、学校や町村立の施設を使用 ○地域スポーツクラブに補助金を交付